

制度

るをいなほつち、俵のこぐちをさんだらぼつちなどは是なり、あんだは罪あるものを乗る故となふるに忌々しければ、たゝあんとのみいひて、彼ぼつをそへたるなるべし、女詞に、其物の名を顯はにいはずして、何もじと云へる同例なり、そは勞れたる旅人など乗るもの也、漸々に意巧を加へて、駕籠といふ物にはなれり、

〔古今要覽稿器財〕愛宕山の皿駕籠といふもの、すべて諸國にはゆる駕籠の元祖也と、かの地の者いひ傳たれば、さも有らんか、今も籠といへば、かならず竹籠をすこしにても作るにて、いよいよ明なり、

〔青標紙〕武器及行列具的例

一 乘輿は、東山殿下○足利に初る、元來は俗に云御所車の車を除屋形計用ひて輿となれり、輿の

下の二ツの轅を除き、上の一ツの轅を用ひて、駕籠と名づく、高貴の人用之○下

〔武家諸法度〕武家諸法度

一 雜人恣不可乘輿事

古來依其人、無御免乘家有之、御免以後乘家有之、然近來及家郎諸卒乘輿、誠濫吹之至也、於向後者、國大名以下、一門之歷々者、不及御免可乘、其外昵近之衆、并醫陰兩道、或六十以上之人、或病人等、御免以後可乘、家郎從卒、恣令乘者、其主人可爲越度、但公家門跡、并諸出世之衆者、非制

限○中略

右可相守此旨者也

慶長廿年七月

〔慶長見聞集四〕江戸町衆乘物にのる事

見しは、昔十年已前の事かとよ、江戸町のうちに、ひとりふたりの物に乘、異様を好み、よせいし